

第3次朝霞市環境基本計画(素案)に関するパブリック・コメント(意見募集)結果

1 結果概要

(1)内容	令和3年度末に第2次環境基本計画の目標年次を迎えることや、大きく変化する環境情勢や市の現状を踏まえ、新たな環境問題に対して、総合的・計画的な対応を図っていくために、第3次朝霞市環境基本計画を策定することとなりました。 このたび、第3次朝霞市環境基本計画(素案)がまとまり、パブリック・コメントを実施したところご意見が提出されましたので、その内容を公表します。
(2)募集期間	令和3年11月22日(月)から令和3年12月21日(火)まで (30日間)
(3)意見提出の対象者	(1)市内に在住・在勤・在学されている方 (2)市内に事務所・事業所を有する方 (3)この案件について利害関係を有する方
(4)公表した資料	第3次朝霞市環境基本計画(素案)
(5)意見提出者数及び意見数	2名、15件

2 提出された意見等

提出された意見及び意見に対する市の考えは、次ページ以降に掲載しています。

番号	頁	見出し等	コメント	市の考え・対応	修正の有・無
1	29	第2章 計画の基本的事項 3.計画の推進主体	(2)環境パートナーシップの図ですが、三者が一緒になって取り組むことがパートナーシップであり、 <u>円が重なる中央部分を大きくすることが重要である。図の修正をお願いしたい。</u>	各主体が、重なり合う部分を大きくする図に変更させていただき、パートナーシップによる連携・協働を表現いたします。	有
2	42	第4章 施策の展開 1.自然と人との共生 1-1-1 湧水地の保全	根岸水路にはサワガニ、ケキツネノボタン、ホトドギス、コバギボウシなど希少な動植物が見られます。保全活動をしなければ、この動植物がいなくなってしまう可能性が高いです。「 <u>根岸水路の適切な管理を行う。</u> 」と、明記をお願いします。	湧水地の保全の項目では、湧水地及び湧水地周辺など市内に残る貴重な湧水の保全に係る考えを示しておりますので、素案のとおりといたします。 なお、根岸水路につきましても、今後も引き続き適切に管理することで、希少な動植物の保全を図ってまいりたいと考えております。	無
3	43	第4章 施策の展開 1.自然と人との共生 1-1-3 生物多様性の確保	一昨年に8号道路の拡幅工事で留保地が広げられました。40年以上も人の立ち入りが制限された場所が道路として利用出来る様になったことに感銘を受けています。更に、多くの樹木や植物も残されたことは素晴らしい財産です。未来の子どもたちに残せたことを誇りに感じています。この場所では更に素晴らしい事があります。事前の調査では発見出来なかった希少な植物も見つかりました。この8号道路には、サイハイラン、タシロラン、フユノハナワラビ等の希少な植物が保護されずに放置されています。植物は自分自身で歩くことは出来ません。40年以上も人の立ち入らなかつた場所にあるものは、少なくともそれ以前、縄文時代からそこで生息していた可能性すらあるものです。人が踏んでしまえば無くなってしまいう可能性が高いです。植物は自分で生きる場所に移動できません。同じ植物でも地域ごと、特に閉鎖された空間では遺伝子情報が他にない固有種の可能性さえもあります。 「 <u>8号道路の植物を保護する。</u> 」と、明記をしてください。	生物多様性の確保の項目では、生物多様性や生態系情報の蓄積・提供に係る基本的な考え方を示しておりますので、素案のとおりといたします。 なお、市道8号線(公園通り)の一部のうち基地跡地にあたる部分については、基地時代の人工的な植栽に鳥類散布や風散布などにより分布を広げた樹木が加わって形成されたものでありますが、一部に希少な植物が生育していることは市でも把握しております。 個別計画である『朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画[改訂版]』において、希少種については公園・シンボルロードの整備を行う際に保全を検討する旨を記載しております。	無

4	46	<p>第4章 施策の展開 1.自然と人との共生 1-2-1 市内に残る貴重な緑の保全</p>	<p>緑の保全と言葉を聞いてどんな印象を持つでしょうか？ 大きな樹木の保存や森の保全などを第一に思い浮かべる人が多いと思います。私は斜面林の保全活動を通して学んだ事があります。斜面林は農家の裏山として利用されていたものが残されています。農用林として若しくは柴かり等をして燃料と使用していたものがあります。第二次世界大戦後に生活が変わり管理されなくなった歴史的背景があります。 現在残されている斜面林で樹齢が100年を超えるようなものは希で70年から40年くらいが多いと思います。これは戦後に幼木だったものや芽吹いたものが大木になっています。城山公園や水久保公園等には古くから自生している植物、実生の幼木も多数あります。私たちは、今、新しい苗木を植える。種を播く。それが将来の森になることを理解しなければなりません。<u>「道路や公園、緑地などの維持管理に除草剤を使用しない。幼木の管理に努める。」を、明記してください。</u></p>	<p>市内に残る貴重な緑の保全の項目では、斜面の緑地やまとまりのある樹林等の維持・保全に係る考え方を大局的に示しておりますので、素案のとおりといたします。 なお、除草剤の使用につきましては、本市では人体や生態系に与える影響を考慮し、「朝霞市における市有施設・樹木の消毒等に関する取組方針」に基づいて、原則、薬剤散布は行わないこととしておりますが、道路や公園、緑地等の維持管理において、やむを得ず使用する際は、適切な薬剤を必要最小限の範囲及び量としております。</p>	無
5	49	<p>第4章 施策の展開 1.自然と人との共生 1-2-4 親水空間の保全と創出</p>	<p>黒目川と新河岸川の合流部は江戸時代には舟運で栄えた所で、河岸があった場所です。和光市の越戸川では新河岸川との合流部から上流に赤池親水公園があります。志木市の新河岸川と柳瀬川の合流部は志木市役所の新築工事と親水公園の建設がされており来年には完成予定となっています。どちらの場所も現在でもカヤック等の小さな船は接岸可能です。是非、朝霞市でも合流部の田島緑地に船が着けられる親水公園を整備してください。満潮時には和光市の赤池親水公園から志木市役所までカヤックで遡上も可能です。(実施済み)江戸時代の文化と人の生活の上に今の生活があるのを理解する為、また、川の貴重な自然を残すためにも整備をお願いします。<u>「河川管理者と協議して船が接岸可能な親水エリアを検討する。」を検討ください。</u></p>	<p>田島緑地に船が着けられる親水公園の整備につきましては、現在朝霞市で整備の計画はございません。河川管理者による親水エリアの整備につきましては、今後、埼玉県との協議の機会に要望してまいります。</p>	無

6	58	<p>第4章 施策の展開 2. 快適な生活環境の確保 2-2-2 地下水汚染・土壌汚染の防止</p>	<p>農薬の使用量は世界第2位になったとのニュースも流れました。また、ドラッグストアでは農薬に指定されていない除草剤の販売もとても好調との話も聞きます。(規制が農薬より緩い)現在の法律では使用許可が出ていても将来は人体や環境への影響があるかは分かりません。決然とした態度をお示しいただきたいと願います。 『市の施設では不使用を原則とします』を、『不使用とします』に変更をお願いします。</p>	<p>平成15年4月に「市有施設・樹木の消毒等に関する取組方針」を策定し、農薬をできる限り使用せず、剪定や人力除草を行うなど物理的駆除・除去を優先すること、病害虫の発生を確認せずに定期的な薬剤散布を行わないこと、病害虫が大量に発生してしまった場合は、使用量や散布範囲を必要最小限にとどめることなどの方針を定め運用しており、除草剤や農薬の使用を極力控えています。(ほぼ使用していません。)ツバキ類に寄生するチャドクガなど人に害を及ぼす危険な毛虫が大量に発生した場合はスポット的に消毒したり、樹幹注入タイプの農薬などを使用する場合がありますので、原則という表現を使用させていただきました。</p>	無
7	78	<p>第4章 施策の展開 3. 脱炭素・循環型社会の推進 3-4-1 生ごみの減量化</p>	<p>生ゴミには野菜くずや食べ残した食品が多く含まれています。燃やせば二酸化炭素も発生し、焼却灰は最終処分場へ持ち込まれます。未来の地球に対して何の得もありません。最近では、ベランダでも使用出来る質のよいコンポストも開発されています。完全発酵させれば土に返す事が出来ます。是非、コンポストの普及に注力することの記述をご検討ください。</p>	<p>コンポストなどの普及促進のために実施していた補助制度については、平成22年度にコンポストEMIぼかしに対する購入補助、平成25年度に電動式生ごみ処理機器購入補助を、申請数の減少に伴い廃止いたしました。現在は、生ごみの処理、落ち葉や枯草の焼却処理に伴う環境負荷を減らすため、「水切りの徹底」、「食品ロスの削減」、「厨芥類の再資源化」「木くずや刈草類の再資源化」などの啓発を市民や事業者に対して行っております。</p>	無

8	83 ・ 120	第4章 施策の展開 3. 脱炭素・循環型社会の推進 3-5-2 水環境・水資源分野 第6章 朝霞市気候変動適応計画 3. 適応への取り組み 水環境・水資源分野	p.83 とp.120 の「水環境・水資源分野」に市指定史跡の湧水地に関する記述があるが、市内には民有地、市有地を含めて30 数か所の湧水地があり、朝霞市は他市に誇る水のまちである。「 <u>市民団体と湧水の状況を把握する</u> 」など、 <u>もっと積極的な記述がほしい</u> 。	現在、市内の特別緑地保全地区で、市民団体と里山の管理や自然学習などを協働で行っています。その緑地の斜面林から湧き出る湧水において水量などの状況を把握することが可能ですので、記述を追加させていただきます。	有
9	78 ・ 89 ・ 91	第4章 施策の展開 4. パートナースイップによる環境活動の推進 4-2-1 市民団体の環境保全活動支援	p.78 では資源リサイクル課が、「リサイクルプラザ企画運営協議会と市の協働で～」としており、また、p.89 では「リサイクルプラザ企画運営協議会との連携の充実・支援を行います」としているが、環境推進課では、p.91 に記載はあるものの、 <u>資源リサイクル課と比べるとかなり消極的な取り組みとなっているのではないのでしょうか</u> 。	p.91 中段の「市民団体の環境保全活動支援」の項目において、あさか環境市民会議等による環境市民活動の支援を同様に記述させていただいております。	無
10	91	第4章 施策の展開 4. パートナースイップによる環境活動の推進 4-2-1 環境に関する有識者の活用	p.91 に「環境に関する有識者の活用」との項目があるが、 <u>有識者とはどういう人なのか</u> があいまい。肩書のある人を指しているのか。人材の育成とも書かれているが、市内には大学教授ではなくとも多数の有能な人材がいるはず。もっと、いろいろな人材を活用してはどうか。 (人材バンクを作るなど。埼玉県環境アドバイザー制度もある)	有識者とは、「広く物事を知っている方」を指しているため、知識があればだれでも有識者としても支障はないとされています。有識者の中には、大学教授やアドバイザーをはじめ、専門的な知識を有している方も含まれているものと考えております。	無

11	96	第5章 朝霞市地球 温暖化対策実行計画 1.計画策定の背景	(3)「地球温暖化による影響の将来予測」には、IPCC の 2014 のものが示されており、(4)「計画策定の背景」では IPCC2018 が示されているが、2014 のものはすでに古く なっており、これを目標にすることはないはずであり、 <u>p.96 のシナリオは不要</u> と思われます。	p.96 の(3)「地球温暖化による影響の将来予測」につ いては、IPCC が公表しております「第5次評価報告書」 により、年間平均気温の将来予測が示されていること から整合性を図るため掲載しております。なお、国では 「第6次評価報告書」を2022(令和4)年9月に公表す ることを予定しております。	無
12	98	第5章 朝霞市地球 温暖化対策実行計画 1.計画策定の背景	2030 年度までに「50%の高みに向け」と書かれていま すが、これは高みではなく、他に比べてかなり <u>低い目標</u> なので、 <u>書き方に工夫が必要</u> ではないかと思われます。	「50%の高みに向け」の明記については、国が発表した 表現に合わせております。	無
13	112	第5章 朝霞市地球 温暖化対策実行計画 4.温室効果ガス排出 量の削減目標と取り 組み	p.112 の温室効果ガス排出量の削減目標では、温室効果ガス <u>削減率をできれば 50%と書いていただきたい</u> と希望します。	国の地球温暖化対策実行計画における中期目標であり ます温室効果ガス排出量の削減目標の46%削減を目 指すこととしております。	無
14	120	第6章 朝霞市気候 変動適応計画 3.適応への取り組み 自然生態系分野	p.120 自然生態系分野では、情報収集と市民への啓発のみと なっているが、もっと積極的に「 <u>市民と協力して行う</u> 」などの文 <u>言が欲しい</u> ところです。	文章を「市民と協力して情報の収集を行うとともに、外 来生物などの防除等を進めます。」という表現に修正い たします。	有
15	122	第7章 計画の推進 1.計画の推進体制	第1次計画と第2次計画では、パートナーシップによる計画 の推進が図で示されていたが、第3次計画では市民・市民団体 は単なる情報提供者・協力者としての存在のように見えます。 第1次計画 p.75 の <u>図をもう一度確認していただき修正す べきではないか</u> 。	市民、市民団体、事業者の役割や、行政との連携・協力 体制などのかかわりを修正し、追記させていただきました。 なお、20年前に策定した第1次環境基本計画策定時の 計画推進体制は、現在の推進体制とかなり変化が生じ ているためご意見として参考にさせていただきます。	有